

蔵波すくすく児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人すくすくどろんこの会（以下「事業者」という。）が設置する蔵波すくすく児童クラブ（以下「事業所」という。）において実施する、（昭和22年 法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」、「袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年袖ヶ浦市条例第17号）」及び「袖ヶ浦の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」（以下「ガイドライン」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 : 蔵波すくすく児童クラブ

(2) 所在地 : 袖ヶ浦市蔵波 1515-1

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数（※通常平日の配置数）の及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 : 2名

補助員 : 1名

(2) 職員は、ガイドラインに定める「放課後児童支援員等の役割・職務」を基本に業務を行うものとする。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日、お盆休み

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日：放課後から午後7時まで

イ 小学校の授業の休業日（土曜日を除く。）

：午前7時30分から午後7時まで

ウ 土曜日：午前7時30分から午後7時まで

2 事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日を開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、ガイドラインに定める「児童への育成・支援内容」とする。

(保護者が支払うべき額等)

第7条 保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

(1) 基本利用料：11,500円（月額）

(2) おやつ代：1,500円（月額）

(3) 延長利用料：500円（30分につき）

前2項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

4 保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとする。口座振替によりがたい場合は、事業者の指定する方法によるものとする。

(利用定員)

第8条 定員は40名とする。

(事業所の面積)

第9条 事業所の面積は、83.63㎡とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、蔵波小学校区とする。

ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

(1) 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。

(2) 感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 事業者は、ガイドラインに定める「安全管理、危機管理」に従い対応するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、危機管理マニュアルを定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

(苦情解決)

第14条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 事業者は、袖ヶ浦市児童福祉審議会が行う社会福祉法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。